

平成26年（行ウ）第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原告 1 の 1 外83名

被告 福島県外7名

答 弁 書

平成27年 5月 7日

福島地方裁判所民事部 御中

〒960-8011 福島市宮下町7番16号

渡辺健寿法律事務所（送達場所）

電話 024（533）6145

FAX 024（533）6146

被告福島県訴訟代理人弁護士 渡 辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士 渡 辺 慎 太 郎



同 鈴 木 靖 裕



同 久 納 京 祐



同 安 倍 孝 祐



I 本案前の答弁

- 1 請求の趣旨第1項につき、県内子ども原告らの訴えを却下する
- 2 訴訟費用は県内子ども原告らの負担とする

との判決を求める。

II 理由

- 1 請求の趣旨第1項につき確認を求める権利の内容が特定されていないので不適法である。

- (1) 県内子ども原告らの請求は、「県内子ども原告らが、1年間の追加実効線量（外部被ばく）が0.3 mSv/年未満となる地域で教育を受ける権利があることを確認する」というものであるが、県内子ども原告らが主張する「0.3 mSv/年未満となる地域」との点は、具体的な権利を構成する要素として特定されていない。

即ち、放射線量は場所によって異なるものであること、近隣地であっても建物内であれば建物の構造によって異なるものであること等は公知の事実である。

1つの学校の敷地内をとってみても、場所によって放射線量は異なるものであるし、学校への通学路や自宅といった範囲までみれば、その場所毎に更に放射線量は異なるものである。

「0.3 mSv/年未満となる地域」という「地域」の境界及び範囲をどのように特定するのかについて、請求の趣旨からは全く明らかにされない。

- (2) また、「教育を受ける権利」との点も、具体的な権利を構成する要素として特定されていない。

「教育を受ける」とは、学校に在籍する生徒にとって、学校で授業を受けることのみを指すものであるのか、学校で授業を受けるために自宅から学校施設に向かう通学過程も含むものであるのか、あるいは自宅において学習する権利まで含むものであるのかも、請求の趣旨からは全く明らかにされない。

- (3) 以上のとおり、「0.3 mSv/年未満となる地域」及び「教育を受ける権利」の内容が特定されていない結果、被告基礎自治体らとしての答弁、反論の内容もこれに対応しない、咬み合わないものになるうえ、仮に県内子ども原告らの請求が認められた

場合であっても、被告基礎自治体らにおいて何をなすべきかが全く不特定な結果となり、原告らの求める内容が実現されるものでもない。

- (4) 以上のとおり、請求の趣旨第1項は確認を求める権利の内容の特定がなされていないものであるから、請求の趣旨第1項にかかる訴えは直ちに却下されるべきである。

2 請求の趣旨第1項は被告の選定を誤るものである

- (1) 1年間の追加実効線量（外部被ばく）の数値は、子ども達が学校内にいる時間のみにおいて測定されるものではなく、むしろ、学校外（自宅や通学路、その他）にいる時間の方が時間帯としては長いものである。

しかし、学校設置者たる被告基礎自治体らとしては、少なくとも子ども達の自宅における被ばく環境を整備することは不可能なものである。

また、自宅から学校への通学路についてみても、通常、通学路である道路は子どもらのみが利用するものではないし、被告基礎自治体らが道路管理者であるとも限らないものである。

- (2) 仮に、原告らが、子ども達の自宅、通学、学校の全ての地点において「1年間の追加実効線量（外部被ばく）が0.3 mSv/年未満となる」ことを求めるのであれば、自宅、通学、学校の全てを移転するということにもなり、結局はいわゆる避難指示をなすべきということになるが、学校設置者たる被告基礎自治体にそのような権限がないことは明らかである。

- (3) 以上のとおり、学校設置主体としての被告基礎自治体らを相手方として本件の確認を求めることは、そもそも被告の選定を誤っているから、請求の趣旨第1項にかかる訴えは直ちに却下されるべきである。

3 請求の趣旨第1項につき、確認の利益が認められない。

- (1) 民事訴訟法において確認の訴えに関し確認の利益を要するとされている趣旨は、確認の対象が論理的には無限定に存在するところ、給付を求める訴えの場合と異なり、確認の訴えにおける判決の内容の実現を強制する手段が存在しないため確認の訴えによることが有効適切な場合に対象を限定し、紛争の抜本的解決につながらない訴えを排除することにある。このことは、公法上の法律関係に関する確認の訴えである本件についても妥当するものである。

県内子ども原告らの請求は、「県内子ども原告らが、1年間の追加実効線量（外部被ばく）が0.3 mSv/年未満となる地域で教育を受ける権利があることを確認する」というものであるが、そもそも「1年間の追加実効線量（外部被ばく）が0.3 mSv/年未満となる地域で教育を受ける権利」が認められたことにより、現行法上、県内子ども原告らに対し具体的な利益を与えられるとか、あるいは被告福島県に対し具体的一義的な義務を課されるものではない。

よって、仮に、県内子ども原告らの確認請求が認容されたとしても、そのことが、被告福島県に対し特定の具体的な行為を義務付けることにはならず、また、かかる権利が確認されたこと自体によって県内子ども原告らに対し直接的具体的な法的効果を生じさせるという関係にないものであるから、県内子ども原告らがかかる権利の確認を求めることによっても、県内子ども原告らが希望する権利利益の実現を達成することはできないのである。

このように、現行法上、具体的な法的効果を生じさせることが予定されていない「1年間の追加実効線量（外部被ばく）が0.3 mSv/年未満となる地域で教育を受ける権利」の確認を求めるという訴えは、確認の利益を欠くものというべきである。

(2) 県内子ども原告らが確認を求める内容は、権利として漠然かつ不明確なものである。

県内子ども原告らは、「被告基礎自治体らは、次の方法で必要な措置をとることができる」として、小学校及び中学校について「他施設利用」及び「分校設置」、特別支援学校について「分校設置」などの措置を主張しているが（訴状28頁）、このような行政行為の実行を求めるのであれば、県内子ども原告らが希望する権利利益を実現する手段としては、被告福島県に対し特定の地域に分校を設置することなど具体的な行為を前提としたその不作為の違法確認なり、特定の行為の義務付けを求める抗告訴訟なりを提起して解決をはかるべきものであり、それによって紛争の抜本的解決に至るものである。

したがって、県内子ども原告らが求める権利の確認を求めるにすぎない本件訴えは方法の選択において誤っており、確認の利益を欠くものである。

(3) 以上のとおり、請求の趣旨第1項にかかる訴えは確認の利益を欠くものであるから直ちに却下されるべきである。

Ⅲ 本件訴訟進行について被告福島県の意見

被告福島県としては、前述のとおり本訴請求の趣旨第1項に関しては訴訟要件において大いに問題があり、訴えは却下されるべきものであるから、請求の趣旨第1項にかかる訴えと請求の趣旨第2項にかかる訴えとを分離したうえ訴訟進行されるよう求めるものである。